

特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の一部変更について

○独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)

→ 独立行政法人の少額随意契約の基準額が国と同額に設定(物品160万円、役務100万円など)



○特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針(平成28年6月28日閣議決定)

物品・役務の調達や随意契約基準額の在り方も含め検討し、まずは特定国立研究開発法人について研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達ができるよう取り組む



○特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の一部変更(参考資料1)

・新たな随意契約(特例随意契約)方式の導入

・ガバナンス強化策の実施

(注) 内閣総理大臣、総務大臣決定により、研究費の不正使用防止のガバナンス強化策を講じた上で「特例随意契約」として500万円以下の物品購入、役務契約について随意契約できることとする